

国際教養大学教職員倫理規程

平成16年4月1日
理事長決定
規程第38号

(目的)

第1条 この規程は、公立大学法人国際教養大学（以下「法人」という。）の教員、事務職員及び専門職員（以下「教職員」という。）が関係業者等（当該教職員の職務の性質上、その職務権限と特別の利害関係のある業者及び個人をいう。第3条において同じ。）との接触にあたって遵守すべき事項等を定めることにより、職務執行の公正さに対する疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって国際教養大学及び教職員に対する県民、学生等の信頼を確保することを目的とする。

2 この規程の運用にあたっては、国際教養大学が開かれた大学として地域社会に貢献していくことが期待されていることに鑑み、教職員の適切な社会的活動が阻害されることのないよう十分な配慮がなされなければならない。

(基本的心構え)

第2条 教職員は、自らの行動が国際教養大学の信用に影響を与えることを自覚するとともに、日常の行動について常に公私の別を明らかにし、職務やその地位を私的な利益のために用いてはならない。

2 教職員は、法人の許可を得て兼業を行う場合にあっても、国際教養大学教職員の信用を損なうことのないよう留意しなければならない。

(関係業者等との接触にあたって遵守すべき事項)

第3条 教職員は、関係業者等との間で、次に掲げる行為を行ってはならない。

- 一 接待を受けること。
- 二 会食（パーティーを含む。）をすること。
- 三 遊戯（スポーツを含む。）及び旅行（職務のための旅行を除く。）をすること。
- 四 転任、海外出張等にあたって餞別等を受けること。
- 五 中元、歳暮等の贈答品を受領すること。
- 六 金銭（祝儀、小切手、商品券等を含む。）、物品（広く配布される宣伝広告用物品を除く。）又は不動産の贈与を受けること。
- 七 本来自らが負担すべき債務を負担させること。
- 八 対価を支払わずに役務の提供を受けること。
- 九 対価を支払わずに不動産、物品等の貸与を受けること。
- 十 金銭の貸付を受けること。
- 十一 未公開株式を譲り受けること。

十二 前各号に掲げるもののほか、一切の利益や便宜の供与（社会一般の接遇として容認される湯茶の提供等を除く。）を受けること。

- 2 前項の規定にかかわらず、教職員は、次に掲げる行為を行うことができる。
 - 一 多数の者が出席する立食パーティーにおいて、飲食物の提供を受け、共に飲食をし、又は記念品の贈与を受けること。
 - 二 職務として出席した会議において、簡素な飲食物の提供を受け、又は共に簡素な飲食をすること。
 - 三 自己の費用を負担して飲食をすること。ただし、職務として出席した会議等の際における簡素な飲食以外の飲食で夜間におけるものにあつては、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められるものに限る。
- 3 第1項の規定は、私的な関係（家族関係、個人的友人関係等教職員としての身分に係わらない関係をいう。）がある者であつて、関係業者等に該当するものとの間においては、職務上の利害関係の状況、私的な関係の経緯及び現在の状況並びにその行おうとする行為の態様等にかんがみ、公正な職務の執行に対する疑惑や不信を招くおそれがないと認められる場合に限り、これを行うことができる。
- 4 第一項に規定する行為には、勉強会、研究会、講演会等に付随して行われる行為も含まれる。

（課程等の長の責務）

第4条 課程、異文化教育センター、図書・情報センター及び事務局（以下「課程等」という。）の長は、当該課程等における綱紀の保持に関し、必要と認めるときは、教職員に対し助言し、又は注意を喚起するものとする。

（違反に関する処分等）

- 第5条 課程等の長は、当該課程等に所属する教職員が第3条の規定に違反するおそれがあると認めるときは、これを理事長に報告するものとする。
- 2 理事長は、前項の規定に基づく報告があつたときは、当該報告に係る教職員について必要な調査を行うものとする。
 - 3 理事長は、第1項の規定に基づく報告に係る教職員から退職の申出があつたときは、前項に規定する調査が終了するまで、退職の承認を留保するものとする。
 - 4 理事長は、第2項に基づく調査の結果、教職員に第3条の規定に違反する行為があつたと認めるときは、その行為及び違反の程度に応じ、国際教養大学教職員就業規程第8章に規定する懲戒処分等その他の人事管理上の措置を講じるものとする。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。